

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成23年3月3日(2011.3.3)

【公開番号】特開2009-192910(P2009-192910A)

【公開日】平成21年8月27日(2009.8.27)

【年通号数】公開・登録公報2009-034

【出願番号】特願2008-34550(P2008-34550)

【国際特許分類】

G 03 G 15/16 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/16

【手続補正書】

【提出日】平成23年1月18日(2011.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液体現像剤で現像された像が転写される転写ベルトと、

前記転写ベルトを駆動させる駆動ローラと、

前記転写ベルトを巻き掛けるとともに、前記転写ベルトにテンションを付与する巻回ローラと、

前記転写ベルトをクリーニングするクリーニングローラ及び前記クリーニングローラでクリーニングされた転写ベルトを有するクリーニングブレードを有するクリーニングユニットと、

前記巻回ローラと前記巻回ローラとを同軸に軸支するとともに、前記クリーニングユニットを配設するクリーニングフレームと、

を備えることを特徴とする転写装置。

【請求項2】

前記駆動ローラ及び前記巻回ローラを軸支するテンションフレームを有する請求項1に記載の転写装置。

【請求項3】

潜像が形成される潜像担持体と、

前記潜像担持体に形成された前記潜像を液体現像剤で現像する現像部と、

前記現像部で現像された像が転写される転写ベルトと、

前記転写ベルトを駆動させる駆動ローラと、

前記転写ベルトを巻き掛けるとともに、前記転写ベルトにテンションを付与する巻回ローラと、

前記転写ベルトをクリーニングするクリーニングローラ及び前記クリーニングローラでクリーニングされた転写ベルトを有するクリーニングブレードを有するクリーニングユニットと、

前記巻回ローラと前記巻回ローラとを同軸に軸支するとともに、前記クリーニングユニットを配設するクリーニングフレームと、

を備えることを特徴とする画像形成装置。

【請求項4】

前記クリーニングフレームは回動し、前記クリーニングブレードの回動により前記クリ

ーニングローラ及び前記クリーニングブレードを前記転写ベルトに当接もしくは離間させる請求項3に記載の画像形成装置。

【請求項5】

前記駆動ローラ及び前記巻回ローラを軸支するテンションフレームを有する請求項3または4に記載の画像形成装置。

【請求項6】

前記クリーニングフレーム支持部材に前記クリーニングフレームの回動を規制する回動規制部材を設けるとともに、前記テンションフレームに前記回動規制部材と係合する回り止め押さえ部材を有する請求項5に記載の画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】転写装置及び画像形成装置

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、液体現像剤像を転写する転写装置及びこれを備えた画像形成装置に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明の転写装置は、前記課題を解決するために、液体現像剤で現像された像が転写される転写ベルトと、前記転写ベルトを駆動させる駆動ローラと、前記転写ベルトを巻き掛けるとともに、前記転写ベルトにテンションを付与する巻回ローラと、前記転写ベルトをクリーニングするクリーニングローラ及び前記クリーニングローラでクリーニングされた転写ベルトを有するクリーニングブレードを有するクリーニングユニットと、前記巻回ローラと前記巻回ローラとを同軸に軸支するとともに、前記クリーニングユニットを配設するクリーニングフレームと、を備えることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

また、本発明の転写装置は、前記駆動ローラ及び前記巻回ローラを軸支するテンションフレームを有する。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

また、本発明の画像形成装置は、潜像が形成される潜像担持体と、前記潜像担持体に形

成された前記潜像を液体現像剤で現像する現像部と、前記現像部で現像された像が転写される転写ベルトと、前記転写ベルトを駆動させる駆動ローラと、前記転写ベルトを巻き掛けるとともに、前記転写ベルトにテンションを付与する巻回ローラと、前記転写ベルトをクリーニングするクリーニングローラ及び前記クリーニングローラでクリーニングされた転写ベルトを有するクリーニングブレードを有するクリーニングユニットと、前記巻回ローラと前記巻回ローラとを同軸に軸支するとともに、前記クリーニングユニットを配設するクリーニングフレームと、を備えることを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、本発明の画像形成装置は、前記クリーニングフレームは回動し、前記クリーニングブレードの回動により前記クリーニングローラ及び前記クリーニングブレードを前記転写ベルトに当接もしくは離間させる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、本発明の画像形成装置は、前記駆動ローラ及び前記巻回ローラを軸支するテンションフレームを有する。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また、本発明の画像形成装置は、前記クリーニングフレーム支持部材に前記クリーニングフレームの回動を規制する回動規制部材を設けるとともに、前記テンションフレームに前記回動規制部材と係合する回り止め押さえ部材を有する。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】